

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 23 日 (金) 第 374 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 及 び 教 育 職 員 の 給 料 の 調 整 額 に 関 す る 規 則
の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (教 職 員 課 取 扱 い) 1

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 及 び 教 育 職 員 の 給 料 の 調 整 額 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 12 月 23 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 9 号

鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 及 び 教 育 職 員 の 給 料 の 調 整 額 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 学 校 職 員 の 初 任 給 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 32 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 16 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 第 7 ア の 表 中

34	を	33	に、	46	を	45	に 改 め る。
34		34		47		46	
35		34		48		46	
35		34		49		47	
36		35		49		47	
36		35		50		48	
37		35		50		48	
				51		49	
				51		49	
				52		50	
				52		50	

37	36	53	51
38	36	53	51
38	36	53	52
39	37	54	52
39	38	54	53
40	39	54	53
		55	54
		55	54
		55	55
		56	55

別表第7イの表中

42	41	50	49
42	42	51	50
43	42	52	50
43	42	53	51
44	43	53	51
44	43	54	52
45	43	54	52
45	43	55	53
45	44	55	53
45	44	56	54
46	44	56	54
46	45	57	55
46	45	57	55
47	46	58	56

を に、 を に改める。

47	46	58	56
47	47	59	57
48	47	59	58
		60	59

別表第 7 ウの表中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
43	43
44	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46

を に改める。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表1級の項中「7,200円」を「7,398円」に、「7,267円」を「7,465円」に、「7,335円」を「7,533円」に、「7,402円」を「7,600円」に、「7,474円」を「7,672円」に、「7,560円」を「7,758円」に、「7,641円」を「7,839円」に、「7,722円」を「7,920円」に、「7,798円」を「7,996円」に、「7,893円」を「8,091円」に、「7,983円」を「8,181円」に、「8,073円」を「8,266円」に、「8,158円」を「8,352円」に、「8,257円」を「8,446円」に、「8,356円」を「8,541円」に、「8,455円」を「8,635円」に、「8,554円」を「8,734円」に、「8,671円」を「8,838円」に、「8,784円、20号給8,896円」を「8,950円」に改め、同表2級の項中「9,180円」を「9,333円」に、「9,256円」を「9,409円」に、「9,328円」を「9,481円」に、「9,405円」を「9,558円」に、「9,486円」を「9,639円」に、「9,558円」を「9,711円」に、「9,634円」を「9,787円」に、「9,706円」を「9,859円」に、「9,787円」を「9,940円」に、「9,873円」を「10,026円」に、「9,958円」を「10,111円」に、「10,044円」を「10,197円」に、「10,111円」を「10,264円」に、「10,201円」を「10,354円」に、「10,291円」を「10,444円」に、「10,381円」を「10,534円」に、「10,462円」を「10,615円」に、「10,584円」を「10,737円」に、「10,705円」を「10,858円」に、「10,827円」を「10,980円」に、「10,944円、22号給11,070円」を「11,097円」に改める。

別表第2イの表1級の項中「7,200円」を「7,398円」に、「7,267円」を「7,465円」に、「7,335円」を「7,533円」に、「7,402円」を「7,600円」に、「7,474円」を「7,672円」に、「7,560円」を「7,758円」に、「7,641円」を「7,839円」に、「7,722円」を「7,920円」に、「7,798円」を「7,996円」に、「7,893円」を「8,091円」に、「7,983円」を「8,181円」に、「8,073円」を「8,266円」に、「8,158円、14号給8,257円、15号給8,356円」を「8,352円」に改め、同表2級の項中「7,911円」を「8,109円」に、「8,005円」を「8,203円」に、「8,100円」を「8,298円」に、「8,199円」を「8,397円」に、「8,289円」を「8,487円」に、「8,388円」を「8,577円」に、「8,487円」を「8,671円」に、「8,586円」を「8,766円」に、「8,685円」を「8,865円」に、「8,811円」を「8,982円」に、「8,932円」を「9,099円」に、「9,054円」を「9,216円」に、「9,180円」を「9,333円」に、「9,256円」を「9,409円」に、「9,328円」を「9,481円」に、「9,405円」を「9,558円」に、「9,486円」を「9,639円」に、「9,558円」を「9,711円」に、「9,634円」を「9,787円」に、「9,706円」を「9,859円」に、「9,787円」を「9,940円」に、「9,873円」を「10,026円」に、「9,958円」を「10,111円」に、「10,044円」を「10,197円」に、「10,111円」を「10,264円」に、「10,201円」を「10,354円」に、「10,291円」を「10,444円」に、「10,381円」を「10,534円」に、「10,462円」を「10,615円」に、「10,584円」を「10,737円」に、「10,705円」を「10,858円」に、「10,827円、33号給10,944円」を「10,980円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正後の初任給等規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（以下「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。

(施行日から令和5年3月31日までの間における異動者の号給)

- 4 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされてい

る学校職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。